

神奈川県スマート農業推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、担い手の減少や高齢化が進行し、農業産出額が減少する中、これらの課題に対応し、解決することを目的として、スマート機器の導入により、農作業の効率化を図る取組に要する経費を予算の範囲内において補助金として交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 補助事業者 補助金の交付を受け、補助事業を行う者をいう。
- (2) 間接補助 補助金の交付の対象となる事業を行う者に、県以外の者を経由して間接的に補助するものをいう。
- (3) 間接補助事業者 間接補助により事業を行う者をいう。

(補助の対象)

第3条 補助事業、補助対象経費及び補助率は別表第1のとおりとする。

(補助額の算出方法等)

第4条 補助額の算出方法は、別表第1の区分に応じ、同表の補助対象経費に補助率を乗じて得た額（当該額が限度額を超える場合にあっては限度額）以内とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(申請書の提出期日等)

第5条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書（第1号様式、以下「交付申請書」という。）の提出期日は、知事が別に定める日までとする。

- 2 規則第3条第2項第4号の規定による交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
 - (1) 神奈川県スマート農業推進事業計画書
 - (2) 役員等氏名一覧表（第2号様式）
 - (3) その他知事が必要と認める書類

- 3 補助事業者または間接補助事業者(以下、「補助事業者等」という。)は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(暴力団排除)

第6条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ補助事業者等が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報(神奈川県警察本部長に提供するとき)は、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者等が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付は原則として精算払とする。ただし、補助事業の円滑な推進を図るうえで必要と認められるときは、概算払により補助金を交付することができる。

2 前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとする補助事業者等は、交付申請書にその理由を記載した書類を添付するものとする。

(交付条件)

第8条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

ア 補助事業の実施に係る経費の配分の変更のうち、補助対象経費の30%未満の変更。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 補助事業者が、規則第2条第4項に規定する間接補助金等を交付する場合は、間接補助事業者に対し、第14条と同一の条件を付さなければならない。

(変更の承認)

第9条 前条第1号又は第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、変更(中止、廃止)承認申請書(第3号様式)に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げのできる期間)

第10条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第11条 規則第10条の規定による状況報告は、12月末日現在の状況を記載した事業実施状況報告書(第4号様式)により、1月31日までに行わなければならない。ただし、当該期日までに補助事業が完了したものについては、事業実績報告書(第5号様式)(以下「実績報告書」という。)の提出をもって代えることができるものとする。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、実績報告書に別に定める書類を添えて知事が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を添えて提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者等は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書(第6号様式)により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者等が全国的に事業を展開する組織の支部又は支社及び支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- 2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限等)

第14条 補助事業者等は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従つて、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 規則第17条ただし書の規定により知事が別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間とする。
- 3 規則第17条第2号の規定により知事が別に定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。

(書類の整備等)

第15条 補助事業者等は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類(以下「証拠書類等」という。)は、当

該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

- 3 補助事業者等が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を継承する者（権利義務を継承する者がいない場合は知事）に該当証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第16条 補助事業者等は、住所、氏名又は電話番号を変更したときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

この要綱は、令和5年11月14日から施行する。

別表第1（第3条、第4条関係）

区分	補助対象経費	補助率	事業実施主体	限度額
先進的産地育成事業費補助	農業者団体が、栽培や集出荷、調整作業において、それらのスマート化に資する機器の導入及び設置、データ分析等に要する経費	1/3 以内	農業者団体 ※1	補助対象経費から国庫支出金、起債額及びその他の特定財源を控除した額または500万円のいずれか低い額
小型農業機械電動化・自動化支援事業費補助	農業者が行う次のスマート機器の導入及び設置に要する経費 ・「かながわスマート農業・水産業推進プログラム」の6(1)のロードマップに記載されている機器 ・その他栽培や集出荷、調整作業のスマート化に資する機器	1/3 以内	販売農家※2	補助対象経費から国庫支出金、起債額及びその他の特定財源を控除した額または100万円のいずれか低い額

※1 農業者等が組織する団体で、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがあるもの。

※2 経営耕地面積が30a以上か農産物販売金額が年間50万円以上の農家。

第1号様式（第5条関係）

〇〇年度神奈川県スマート農業推進事業補助金
交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

〔 〇〇地域県政総合センター所長 殿
(横浜川崎地区農政事務所長) 〕

申請者 住所又は所在地

氏名又は団体の名称
(又は市町村名)

令和〇年度〇〇〇〇補助事業について、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業等の目的及び内容
- 2 補助事業等の着手及び完了の予定期日
- 3 交付申請額
- 4 交付申請額の算出方法

第2号様式（第5条関係）

役員等氏名一覧表

年 月 日現在

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正 T,昭和 S,平成 H)	性別 (男・女)	住所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しています。

団体名

代表者氏名

※申請者が団体でなく経営体の場合、経営主の氏名等を記載。

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

神奈川県知事 殿

〔 ○○地域県政総合センター所長 殿
（横浜川崎地区農政事務所長） 〕

住所又は所在地

氏名又は団体の名称
（又は市町村名）

変更（中止、廃止）承認申請書

令和○年○月○日付けで交付決定を受けた令和○年度○○○○補助事業を次のとおり変更（中止、廃止）したいので申請します。

1 変更（中止、廃止）の理由

2 変更の内容

注1 事業実施計画書及び補助申請額が変更される場合は変更された交付申請書を添付すること。

2 事業実施計画は、変更（中止、廃止）後のものと対照できるように、変更（中止、廃止）前を（ ）書きで上段に、変更（中止、廃止）後のものを下段に2段書きしてください。

第4号様式（第11条関係）

年 月 日

神奈川県知事 殿

〔 ○○地域県政総合センター所長 殿 〕
〔 (横浜川崎地区農政事務所長) 〕

住所又は所在地

氏名又は団体の名称
(又は市町村名)

事業実施状況報告書

令和○年○○月○○日付けで交付決定を受けた令和○年度○○○○
に係る補助事業の令和○年12月末日現在における実施状況を、次のとおり報
告します。

1 補助事業の実施状況

2 補助事業の経費の執行状況

資金名	事業費 (円)	執行額 (円)	備考
補助対象経費			
うち補助金			補助対象経費の1/3以内

第5号様式（第11条関係）

年 月 日

神奈川県知事 殿

〔 ○○地域県政総合センター所長 殿
（横浜川崎地区農政事務所長） 〕

住所又は所在地

氏名又は団体の名称
（又は市町村名）

事業実績報告書

令和○年○○月○○日付けで交付決定を受けた○○○○事業補助金に係る補助事業の実績を、次のとおり報告します。

- 1 目的及び内容
- 2 補助事業の内容及び経費の額
- 3 補助事業の着手及び完了年月日
着手年月日 年 月 日
完了年月日 年 月 日

第6号様式（第13条）

年 月 日

神奈川県知事 殿

〔 ○○地域県政総合センター所長 殿
（横浜川崎地区農政事務所長） 〕

住所又は所在地

氏名又は団体の名称
（又は市町村名）

消費税仕入控除税額報告書

令和○年○○月○○日付けで交付決定を受けた令和○年度○○○○事業補助金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- | | | |
|---------------------------|------|--------|
| 1 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告の有無（どちらかを選択） | 有 | ・ 無 |
| （2で「無」を選択の場合は以下不要） | | |
| 3 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） | 一般課税 | ・ 簡易課税 |
| （3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要） | | |
| 4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 6 補助金返還相当額（5から4の額を差し引いた額） | 金 | 円 |

- （注） 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。